

国民健康保険はり費 及びきゅう費助成制度

- 対象 市国民健康保険被保険者
- 助成回数限度 1日1回、1カ月に10回
- 指定施術所 下表参照
- 助成金額 (各施術所での支払金額から差し引く金額)
▽1術=490円 (はり・きゅうのどちらか一方の施術)
▽2術=700円 (はり・きゅう両方の施術)
- 施術の範囲 神経痛、神経まひ、神経けいれん、リウマチ、関節痛、筋けいれん、腰筋ねんざ、中枢疾患後遺症
- *あんま、マッサージ、電気治療などは、助成の対象外
- 施術所への持参品 保険証、印鑑
- 問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

市内の指定施術所	所在地	電話番号
この鍼灸院	自由ヶ丘2-1-14	☎(35)0800
はぎお鍼灸院	土穴1-3-29	☎(33)0015
ひらの整骨院	日の里8-3-10	☎(37)1558
ルネサンス東郷治療院	東郷4-1-21	☎(36)4319
健里はり・きゅう・マッサージ療院	日の里1-10-102-107	☎(37)2789
宗像中央鍼灸院	城西ヶ丘4-1-3	☎(35)2113
潤明堂 宗像 はりきゅう療養院	朝町2118-5	☎(33)6672
徳鍼堂 富地原治療院	富地原1496-1	☎(32)7611
木寅治療院	三郎丸2-1-15-2	☎(32)0911
(有)栄盛堂原町鍼灸マッサージ治療院	原町200-60	☎(37)3622
玄海鍼灸院	池田3116-114	☎(62)3986
コスモスはりきゅう整骨院	三郎丸2-1-21	☎(72)7480
中国鍼 仙祥院	富地原1570-1	☎(32)8198
ひだまり鍼灸院	日の里2-6-6	☎(37)0501
日吉丸はりきゅう院	大島969	☎(72)2283
つるかめ鍼灸接骨院	葉山2-4-1	☎(32)7852
さくら鍼灸整骨院	日の里8-2-1	☎(39)3998
健鍼堂はり・きゅう治療院 *木曜日のみ営業	土穴2-3-33	☎(32)6331

柔道整復師 (整骨院・接骨院) の施術を受ける人へ 適正な国民健康保険の支出に協力を

最近、整骨院や接骨院を利用する人が増えていきます。腰痛やスポーツによる筋肉疲労などで、マッサージを受けに行くという人もいるのではないのでしょうか。

整骨院や接骨院では、「柔道整復師」という資格のある人が施術します。が、医療機関(病院や診療所)ではありませんので、健康保険が使えない場合があります。

健康保険を使える症状と使えない症状があります。保険を使って整骨院や接骨院で柔道整復施術を受けられるのは、急性か亜急性の外傷性のけがの場合のみです。内科的原因や、慢性的な症状などには保険が使えません。かかった後で、保険の適用が認められなければ、全額自己負担となりますので注意してください。

保険が使える場合

- ねん挫
- 打撲
- 挫傷(肉離れ)
- 骨折・脱臼の応急手当



医師の同意がある場合に保険が使える場合

- 骨折 ●脱臼

保険が使えない場合(上記以外のもの)

- 疲労や年齢から来る肩こりや腰痛、体調不良など
- スポーツによる筋肉疲労
- 神経痛、リウマチ、ヘルニアなどの病気が原因の痛み

柔道整復師施術を受けるときの注意事項

●負傷の原因を正しく伝えて、健康保険が使えるかどうかの確認を。負傷原因が外傷性の負傷でない場合や、労働災害・通勤災害に該当する場合は保険が使えます。交通事故などの場合は、国保医療課へ連絡が必要です。領収書は必ずもらいましょう。

●医療費通知で金額と日数の確認をしてください。また、医療費控除を受けるときにも領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

市国民健康保険からの照会に協力を

●厚生労働省と県からの指導に基づき、柔道整復師施術療養費(整骨院、接骨院での施術)の適正化への取り組み(啓発、収書が必要となりますので、大切に保管してください)。

●医師の診断が必要な場合も 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けてください。

スズメバチとり器の作り方

●この時期に作る利点 スズメバチの女王蜂は、春先の4月ごろに活動を始める。女王蜂以外は越冬できないため、この時期に女王蜂を捕まえると、巣作りを防ぐことになり、スズメバチの数が減るのを抑えることができます。

●準備するもの
▽ペットボトル(炭酸系飲料1・5リットル程度の凹凸がないもの)
▽ぶら下げるもの(ひもなど)



▽カッター
▽誘引液(焼酎150ml、糖、酢50ml、砂糖70g、はちみつ小さじ1)

*乳酸菌飲料やワイン、焼酎でも可。傷んだブドウや皮を入れると発酵を促し効果がアップ

●作り方
①ペットボトル上部の丸みのある辺りに12×16mmの穴(切り口は切り取らずにネズミ返しを作る)を3カ所開ける

②材料で作った誘引液を、底から7cm程度の高さまで入れ、フタを閉める

③飲み口付近の出っ張りにもひもを取り付けてぶら下げる

●取付場所
▽人が作業する場所から3m程度離れた所
*ハチは3m以上離れると危害を加えにくくなります

▽子どもが触れることができない高さ

▽日陰(誘引液の蒸発防止のため)

*容器のサンプルを環境課窓口(西館2階)に設置

*ハチに近づくとときは、十分に注意してください

各種手当額の改定

区分	現行	改定後	
① 児童扶養手当	9,680~41,020円	9,910~42,000円	
② 特別児童扶養手当	特別児童扶養手当1級	49,900円	51,100円
	特別児童扶養手当2級	33,230円	34,030円
③ 特別障害者手当	特別障害者手当	26,000円	26,620円
	障害児福祉手当	14,140円	14,480円
	経過的福祉手当	14,140円	14,480円

●国の制度改定で、各種手当の額が、4月1日(水)から左表のとおり変更されました。手当の額は、「自動物価スライド制(*)」で決定します。

(*)物価の変動に応じて自動的に額を改定する仕組み

■問い合わせ先
①②子ども家庭課 子ども家庭係 ☎(36)1151
③福祉課 障害者福祉係 ☎(36)3135 FAX(36)5856

●問い合わせ先 国保医療課 国民健康保険係 ☎(36)1363

●問い合わせ先 環境課 ☎(36)1421